

「五島列島全国 PR プロモーション事業」に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務の名称 五島列島全国 PR プロモーション事業
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年2月28日まで

2 提案上限額

3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール

(1) 参加申込者が4者以内の場合

公募開始	令和4年5月11日（水）
質問の受付期限	令和4年5月18日（水）午後5時【必着】
参加申込書の提出期限	令和4年5月19日（木）午後5時【必着】
質問への回答	令和4年5月20日（金）
企画提案書等の提出期限	令和4年5月27日（金）午後5時【必着】
プレゼンテーション審査	令和4年5月31日（火）
審査結果通知	令和4年6月2日（木）
契約締結	令和4年6月中旬

(2) 参加申込者が5者以上の場合

公募開始	令和4年5月11日（水）
質問の受付期限	令和4年5月18日（水）午後5時【必着】
参加申込書の提出期限	令和4年5月19日（木）午後5時【必着】
質問への回答	令和4年5月20日（金）
企画提案書等の提出期限	令和4年5月27日（金）午後5時【必着】
第一次審査（書面審査）	令和4年5月31日（火）
第一次審査結果通知	令和4年6月2日（木）
第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和4年6月7日（火）
第二次審査結果通知	令和4年6月9日（木）
契約締結	令和4年6月下旬

※【第一次審査（書面審査）の実施について】

企画提案の提出者が4者以下であった場合、第一次審査は行わない。

その場合、第一次審査を予定した日に、プレゼンテーション審査を行うこととし、日程の決定については、回答日（令和4年5月20日（金））に、電子メールにより通知する。

4 プロポーザルに参加できる者

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 五島市の市税の納税義務を有する者にあつては、市税を完納している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) この公募開始の日から見積執行期日までの間において、五島市長から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限の日以前 6 か月から見積執行期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) この公募開始の日から見積執行期日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) この公募開始の日から見積執行期日の前日までの間において、五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年五島市告示第 156 号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

5 実施要領等の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限

令和 4 年 5 月 18 日（水）午後 5 時【必着】

- (2) 提出書類

質問書（様式 1）

- (3) 提出先

下記 11 の担当部署

- (4) 提出方法

電子メール

※電子メールの件名は「質問書（五島列島全国 PR プロモーション事業）」とすること。

※また、電子メール送信後、必ず電話にて受信確認を行うこと。

- (5) 質問への回答

令和 4 年 5 月 20 日（金）までに参加申込者全員に対して電子メールにより回答する。ただし、質問者の具体的な提案内容に密接に関係するものについては、質問者のみに回答する。

なお、質問の内容によっては回答を控える場合がある。

〔電子メール〕 kankou@city.goto.lg.jp

6 参加申込み

(1) 提出期限

令和4年5月19日(木)午後5時【必着】

(2) 提出書類

参加申込書(様式2)

(3) 提出先

下記11の担当部署

(4) 提出方法

郵送(一般書留・簡易書留・レターパック等の追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。)又は持参

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年5月27日(金)午後5時【必着】

(2) 提出書類

各7部(①~⑤の順に綴ること。)

① 企画提案書(様式3)

② 事業者概要(様式4)

③ 業務実績(様式5)

④ 企画提案内容を記載した書類(A4版任意様式)

※この実施要領、別添仕様書及び別紙「審査基準」を踏まえ、作成すること。

⑤ 見積書(任意様式)

※業務内容とその経費内訳等がわかるように記載すること。

(3) 提出先

下記11の担当部署

(4) 提出方法

郵送(一般書留・簡易書留・レターパック等の追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。)又は持参

(5) 企画提案書等の提出にあたっての留意事項

ア 企画提案書の提出は1者1提案までとする。

イ 企画提案書等を受理した後の追加及び修正は認めない(五島市が補正等を求める場合を除く。)

8 審査・選定の実施

(1) 第一次審査

ア 審査内容

提出された企画提案書等（以下「企画提案」という。）の提出者が4者を超えた場合に、第二次審査を行う4者を選定することを目的として提出された企画提案の書面審査を行う。

なお、企画提案の提出者が4者以下であった場合、第一次審査は行わない。

イ 審査結果の通知

令和4年6月2日（木）までに各参加者に対し電子メールにより通知する。

（2）第二次審査

ア 審査内容

第一次審査通過者（第一次審査を行わなかった場合は企画提案の提出者）の中から最優秀提案者及び次点者を選定することを目的としてプレゼンテーション審査を行う。

イ プレゼンテーションの実施

（ア）実施日時

令和4年6月7日（火）午前中

※時間等の詳細は、期日を記載までに電子メールにより連絡する。

（イ）プレゼンテーションの方法

ウェブ会議システム（Zoom 予定）を用いてオンラインで実施

（ウ）時間配分

1者につき30分間以内（企画提案内容の説明20分間以内及び質疑10分間以内）

ウ 審査結果の通知

令和4年6月9日（木）までに各第二次審査参加者に電子メールにより通知する。

（3）審査・選定方法

別紙「審査基準」に基づき審査員が評価・採点を行い、各審査員の合計点により参加者を審査委員ごとに順位付けし、その平均順位の高いものから順に第一次審査通過者又は最優秀提案者及び次点者を選定する。

平均順位が同数の場合は、各審査員の順位1位を多く獲得した者を上位とし、順位1位の獲得数が同数の場合は、それらの者のうち各審査員の順位2位を多く獲得した者を上位とし、順位2位の獲得数が同数の場合は、総合計点の高い者を上位とする。

なお、参加者が1者のみの場合は、各審査員の合計点が全て満点の60パーセント以上であった場合に当該参加者を委託候補者とし、60パーセント未満のものがあつた場合は再度公募を行う。

9 契約の締結

（1）契約手続

選定した最優秀提案者（参加者が1者のみであった場合は委託候補者）と五島市は、その企画提案の内容をもとに委託内容、委託料等について協議を行い、協議が整ったのち随意契約の手続に進む。

なお、この協議において仕様書の内容を一部変更する場合がある。

最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点者と協議して契約を締結する場合がある。

(2) 委託契約にあたっての主な留意事項

ア 一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 業務委託料の支払い

業務完了後の一括払いとする。

ウ 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

エ 著作者人格権の不行使

受託者は、委託者又は委託者が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は必要に応じて五島市の組織内において複写・配布することがある。
- (3) 提出された書類は、五島市情報公開条例（平成 16 年 8 月 1 日条例第 16 号）に基づき開示する場合がある。
- (4) 提出された企画提案は、その提出者に無断で二次的な使用は行わない。

11 担当部署

〔名称〕 五島市 地域振興部 文化観光課 観光物産班

〔住所〕 〒853-8501 長崎県五島市福江町 1 - 1

〔電話〕 0959-74-0811

〔電子メール〕 kankou@city.goto.lg.jp

12 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式 6）を提出すること。
なお、辞退することによって、今後の五島市との契約等において不利益な取扱いをす
るものではない。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類が次のいずれかに該当した場合、その者は失格とする。
 - ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 見積書の金額が提案上限額を超えているもの
- (4) 審査内容及び選定結果に対する異議申立ては一切認めない。

(5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。